



大木茂之助傍訓

大日本帝國憲法全

明治三十一年  
七月出版  
東京有田館藏

031624-000-1

CZ-212-016

大日本帝國憲法

有真館

M22

BBE-0251







勅語

の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣  
 朕が祖宗に承るの大権により現在及  
 び將來の臣民に對し此不磨の大典を宣布す  
 惟ふに我祖我宗は我臣民祖先の協力補翼  
 に依り我帝國を肇造し以て無窮に垂れたり是  
 れ我神聖なる祖宗の威徳と并に臣民の忠





實勇武にして國を受し公に殉ひ以て此光輝ある國史の成跡を貽したるなり 朕我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其朕が意を奉體し 朕が事を獎勵し相共に和衷協同し益々我帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同じくし此負擔を分つに堪る事疑はざるなり

### 大日本帝國憲法

大木鹿之助傍訓

朕祖宗は威烈ヲ承け萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民の即ち朕が祖宗は惠撫慈養し給ひし所の臣民なるを念ひ其康福を増進し其彝徳良能を發達せまめん事を願ひ又其翼賛に依り與ふ俱ふ國家は進運を扶持せん事を望み即ち明治十四年十月十四日の詔命を履踐し茲に大憲と制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及び臣民及び臣民の子孫たるもれをして永遠に循行する所と知らしむ



國家統治の大憲と朕が之を祖宗に承りて之と子孫に傳ふ

所あり朕及び朕が子孫は將來此憲法を條章に循ひ之を行ふ

事を懲らざるべし朕は我臣民の權利及び財産の安全を貴重

し及び之を保護す此憲法及び法律の範圍内於て其享有を

完全ならしむべき事を宣告す

帝國議會の明治廿三年を以て之を召集し議會開會の時を以

て此憲法をして有効ならしむる期と定めし

將來若し此憲法の或る條章を改定するは必要なる時宜と見

るお至らば朕及び朕が繼承の子孫の發議の權を執り之を議

會に附き議會は此憲法に定めたる要件に依り之を議決する

乃外朕が子孫及び臣民と敢て之が紛更と試る事と得ざるべ

し

朕が在廷の大員は朕が爲らば此憲法を施行するの責に任

べく朕が現在及び將來の臣民は此憲法に對し永遠に従順に

義務を負べし

御名 御璽



内閣總理大臣伯爵黒田清隆  
 樞密院議長伯爵伊藤博文  
 外務大臣伯爵大隈重信  
 海軍大臣伯爵西郷從道  
 農商務大臣伯爵井上馨  
 司法大臣伯爵山田顯義  
 大藏大臣兼伯爵松方正義  
 内務大臣伯爵大山巖  
 陸軍大臣伯爵森有禮  
 文部大臣子爵榎本武揚  
 遞信大臣子爵榎本武揚

明治二十二年二月十一日

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國の萬世一系の天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位は皇室典範の定むる所ニ依り皇男子孫之を繼承ス

承継

第三條 天皇ハ神聖にして侵スベカラス

第四條 天皇ハ國の元首にして統治權を總攬シ此憲法の條

規に依リ之を行フ



第五條 天皇ハ帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ

第六條 天皇は法律ヲ裁可し其公布及び執行を命ず

第七條 天皇は帝國議會を召集し其開會閉會停會及び衆議院の解散を命ず

第八條 天皇ハ公共の安全を保持ス又は其災厄と避くる爲先緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律ヲ代たべき勅令を發シ此勅令ハ次の會期に於て帝國議會ハ提出すべし若シ議會ハ於承諾せざる時は政府ハ將來に向ひて其効力を失ふ事を公布すべし

第九條 天皇は法律を執行する爲めに又之公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を増進する爲め必要なる命令を發し又ハ發せしむ但命令ヲ以て法律を變更スル事を得ず

第十條 天皇ハ行政各部の官制及び文武官の俸給を定メ及び文武官を任免す但比憲法又之他の法律ハ特例ヲ掲げざるものハ各其餘項に依テ



第十一條 天皇は陸海軍を統帥す

第十二條 天皇は陸海軍の編制及び常備兵額を定む

第十三條 天皇は戦を宣し和を講じ及び諸般の條約を締結す

第十四條 天皇は戒嚴と宣告す戒嚴の要件及び効力は法律

を以て之を定む

第十五條 天皇は爵位勳章及び其他の榮典を授與す

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及び復權を命ぜ

第十七條 攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る攝政は

天皇は名に於て大權を行ふ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民はるの要件は法律の定むる所に依る

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格を應じ均

しく文武官に任ぜらる及び其他の公務に就く事

を得

第二十條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ兵役の義務を

有と



第廿一條 日本臣民は法律の定むる所なふせいに從ひ納税の義務を有す

第廿二條 日本臣民の法律に範圍内に於て居住及び移轉の自由じゆうを有す

第廿三條 日本臣民の法律に依るに非して逮捕監禁審問處たいほ かんきんしんもんじよと罰と受くる事なし

第廿四條 日本臣民の法律に定めたる裁判官の裁判と受くるの權けんを奪はる、事なし

第廿五條 日本臣民の法律に定めたる場合を除く外其許諾ばあい のぞ ほか ぎょたくなくして住所に侵入せらる及び搜索せらる、事なし

第廿六條 日本臣民の法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さる、事なし

第廿七條 日本臣民は其所有權を侵さる、事なし公益の爲

第廿八條 日本臣民は安寧秩序を妨がせ及び臣民たるの義務



務に背かざる限み於て信教の自由と有と

第廿九條

日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及び結社の自由を有と

第三十條

日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規定に從ひ請願を爲と事を得

第卅一條

本章に掲げたる條規は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐる事なし

第卅二條

本章に掲げたる條紀に陸海軍に法令又は規律

抵触せざるもの限り軍人非進行せ

第三章 帝國議會

第卅三條

帝國議會の貴族院衆議院の兩院を以て成立と

第卅四條

貴族院と貴族院令の定むる所非依り皇族華族及び勅任せられたる議員を以て組織と

第卅五條

衆議院は撰擧法の定むる所に依り公撰せらるる議員を以て組織す

第卅六條

何人も同時非兩議院の議員たる事を得と



第卅七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す

第卅八條 兩議院の政府の提出する法律案を議決す及び各

法律案を提出する事を得

第卅九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中

に於て再び提出することを得

第四十條 兩議院は法律又と其他の事件に付た各其意見を

政府に建議する事と得但其採納を得ざるものは

同會期中に於て再び建議する事を得

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とし必要ある場

合ふ於ては勅令と以て之を延長する事有べし

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合よ於常會の外臨時會

を召集すべし臨時會の會期は勅令に依る

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及び停會と兩

院同時に之を行ふべし衆議院解散を命ぜらる

たる時は貴族院は同時に停會せらるべし



第四十五條 衆議院解散被命せらるる時は勅令を以て新  
に議員を選擧せしめ解散の日より五箇月以内  
に之を召集すべし

第四十六條 兩議院は各其總議員三分の一以上出席するに  
あらずば議事を開た議決となす事と得也

第四十七條 兩議院の議事は過半數を以て決す可否同數な  
る時は議長の決する所に依る

第四十八條 兩議院の會議は公開す但政府の要求又ハ其院  
の決議に依り秘密會となす事を得

第四十九條 兩議院は各天皇に上奏する事を得

第五十條 兩議院は臣民より呈出する請願書と受くる事を得

第五十一條 兩議院ハ此憲法及び議院法に掲ぐるもの、外  
内部の整理に必要な諸規則を定むる事を得

第五十二條 兩議院の議員は議院に於て發言しける意見及  
び表決に付き院外に於て責と負ふ事な之但議  
員自より其言論と演説刊行筆記又ハ其他の方



法を以て公布せざる時ハ一般に法律に依り處  
分せらるべし

第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關る  
罪を除く外會期中其院の許諾なくして逮捕せ  
らるゝ事なし

第五十四條 國務大臣及政府委員は何時たりとも各議院に  
出席し及び發言せる事を得

第四章 國務各大臣及樞密顧問

第五十五條 國務大臣は天皇を輔弼し其責に任ず凡て法律  
勅令其他國務に關る詔勅ハ國務大臣は副書と  
要す

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所ニ依り天皇  
の諮詢に應へ重要の國務と審議す

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇の名に於て法律に依り裁判所之  
を行ふ裁判所は構成ハ法律を以て之と定む



第五十八條

裁判官之法律に定れたる資格と具ふるも乃を以て之に任ぜ裁判官は刑法の宣告又は懲戒は處分に由るの外其職を免せらるゝ事なし懲戒乃條規は法律を以て之を定む

第五十九條

裁判の對審判決は之を公開は但安寧秩序又は風俗を害する虞ある時は法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むる事を得

第六十條

特別裁判所乃管轄に屬すべきも乃は別な法律を以て之を定む

第六十一條

行政官廳は違法處分に由り權利を傷害せらるるたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めざる行政裁判所乃裁判に屬すべきも乃と司法裁判所に於て受理するに限りならず

第六章 會計

第六十二條

新な祖税と課し及び税率を變更すると法律を以て之を定むべし但報償に屬する行政上の手



數料及び其他の收納金（おさめぎん）の前項の限らるる國債（こくさい）と起き及び豫算（よさん）と定めたるものを除く外國庫（こく）の負擔（ふたん）となるべき契約（けいやく）を爲すは帝國議會の協賛を経べし

第六十三條

現行の租税は更（さら）に法律を以て之を改定（あらた）せしめられたる限は舊（ふる）に依り之を徵收（ちやうしゆ）す

第六十四條

國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし豫算の款項（くわんかう）に超過し又は豫

算（さん）の外に生じ（なま）る支出（ししゆ）ある時は後日帝國議會の承諾（ちやうたく）を求むるを要す

第六十五條

豫算の前に衆議院に提出すべし

第六十六條

皇室經費（くわうしやうけいひ）と現在の定額（ていがく）に依り毎年國庫より之を支出し將來増額（さうがく）を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

第六十七條

憲法上の大權（おんぽう）に基ける規定の歳出及び法律の結果（けつぐわ）に由り又は法律上政府の義務に屬すは



歳出の政府の同意なくして帝國議會之を廢除はいだいのぞく

し又の削減さくげんを事を得ず

第六十八條

特別の須要とくべつじょうように因り政府は豫め年限ねんげんを定次けい繼續費ぞくひとして帝國議會の協賛を求むる事を得

第六十九條

避くべからざる豫算よさん不足ふそくと補ふおぎな爲めに又は豫算の外に生じたる必要の費用あつに充る爲め  
お豫備費まづを設くべし

第七十條

公共の安全こう共のあんぜんを保持ほする爲め緊急きんぎょの需用じゆようある

場合に於て内外うちそとの情形じやうけいに因り政府は帝國議會  
と召集する事能よはざる時は勅令しよくれいに依り財政上ざいせい  
必要の處分をなす事を得

前項の場合に於て、次の會期に於て帝國議會  
に提出し其承諾を求むるを要と

第七十一條

帝國議會に於て豫算と議定せず又の豫算成立  
に至らざる時は政府は前年度の豫算よさんを施行しかつす  
べし



第七十二條

國家の歳出歳入の決算は會計検査院くわいけいけんさ之を検査かくてい確定し政府は其検査報告と具ともに之を帝國議會に提出すべし

會計検査院の組織及職權は法律と以て之を定

む

第七章

補則ほそく

第七十三條

將來此憲法の條項を改正するに必要あり時の勅命を以て議案を帝國議會の議に付さべ

し此場合於て兩議院は各其總員三分の二以

上出席するにあらざれば議事を開く事を得ず

出席議員三分の二以上の多数を得るにあらざ

れば改正の議決をなす事を得ず

第七十四條

皇室典範の改正は帝國議會の議を経ると要せず皇室典範を以て此憲法の條規を變更する事を得ず

第七十五條

憲法及び皇室典範の攝政と置くの問之を變



更なる事を得る

第七十六條

法律規則命令又は何等の名稱を用ひよる拘

らず此憲法に矛盾せざる理行は法令の總て遵

由の効力を有と歳出上政府の義務に係る現在

の契約又は命令の總第六十七條の例に據る

大日本帝國憲法終

大木鹿之助編輯

舊令 徵兵令注解

全 壹冊  
定價十二錢

右ハ明治二十二年一月二十一日御改正ニナリシ徵兵令  
ヲ婦女子ニテモ解シ易キ様平假名ヲ付ケ且ツ注解ヲ加  
ヘタルモノニシテ我國民タルモノハ一日モ欠クベカラ  
ザルノ要書ナリ

京都府御改正 ●平賀勇一郎註釋

府民 諸願届文例大全

懷中持  
全 壹冊

實價金八錢特別金六錢郵券代用苦カラズ

京都寺町通綾小路南入

川勝鴻寶堂

出版本舖



明治二十二年二月十七日印刷  
全 年全月十八日出版

定價 金五錢

著者兼發行者 大木鹿之助  
京都府上京區第三十一組  
上樵木町二十六番戶內二號寄留

印刷者 川勝友治郎  
下京區第十三組中之町十七番戶

發行所 有眞館  
上京區第三十一組上樵木町  
二十六番戶內二號

發賣書肆  
京都寺町通綾小路南入 川勝鴻寶堂  
京都繩手通古門前上ル 吉成孝次郎  
京都古門前繩手東二入 片山豐春堂

各地賣捌書林  
京都三條寺町東二入 丹波園部 犬石藤七  
福井正寶堂 全 綾部 大西好文堂  
京都寺町三條上ル 竹岡文助 堀 重助  
京都府紀伊郡竹田村 丹後宮津 南波庄兵衛  
廣瀬七次郎



20-26

|      |      |       |      |       |       |      |      |      |
|------|------|-------|------|-------|-------|------|------|------|
| 丹後舞鶴 | 全    | 江州    | 全    | 全     | 濃州    | 全    | 全    | 大和   |
| 阪根準一 | 今井藤太 | 彦根    | 長濱   | 高宮    | 大垣    | 岐    | 水谷傳七 | 奈良   |
|      |      | 廣田七次郡 | 中村藤平 | 北川太兵衛 | 岡安慶之助 | 三浦源助 |      | 森田徳松 |

|       |      |       |        |       |      |     |     |       |
|-------|------|-------|--------|-------|------|-----|-----|-------|
| 大和奈良  | 江州   | 全     | 全      | 伊勢    | 全    | 全   | 尾州  | 全     |
| 後藤菊三郎 | 大津   | 古川伊助  | 今津     | 勢津    | 四日市  | 山田  | 名古屋 | 小澤吉三郎 |
|       | 小川儀平 | 川上平兵衛 | 川島九右衛門 | 伊藤善太郎 | 加藤長平 | 瀬代助 |     |       |



